

子育てヘルパー派遣事業のご案内

子育てヘルパーが家事などをお手伝いします



1 利用できる方

さいたま市に住民登録があり、午前9時から午後5時の間に、他に家事又は育児（以下「家事等」と言います。）を行う者がおらず、下記①～④のいずれかに該当する方。ただし、DVから避難している等の事情がある方は、住民登録は不要です。

- ①妊娠中
- ②一歳未満の乳児を養育している保護者
- ③流産又は死産から1年以内で、体調不良のため家事等が困難
- ④一歳から小学校6年生までの児童を養育しているが、体調不良のため家事等が困難な保護者

2 サービスの内容

利用する方の在宅時に、家事を中心としたお手伝いをします。

家事援助 食事の準備・後片付け、衣類の洗濯など（日常的な家事の援助）。

育児援助 授乳、おむつ交換、沐浴などのお手伝い、適切な育児環境の整備など
授乳、おむつ交換、沐浴など赤ちゃんのお世話に関することは保護者のお手伝いが中心となります。ヘルパーがひとりで赤ちゃんのお世話や預かりをすることはできません。
 詳細は別紙「提供できるサービスの内容（できること、できないこと）」をご覧ください。

3 利用期間・利用日数

ヘルパーを利用する方	利用期間	利用日数（上限）
①妊娠中	養育する子の1歳の誕生日の前日まで	10日（出産前）
②一歳未満の乳児を養育		15日（出産後） 多胎児・多子（小学校就学前3人以上）のときは30日
③流産・死産し、体調不良がある	流産・死産した日から1年	10日
④一歳から小学6年生までの児童を養育しているが、体調不良がある	ヘルパー派遣の決定を通知した日から1年	10日

※ 1日2回まで利用することができます。

※ 妊娠中にヘルパー派遣の決定を受けた場合、産後に申請等の手続きは不要です。

4 派遣時間

午前9時から午後5時まで(1回1時間以上3時間以内)

※日時については応相談(ご希望の日時に必ず対応できるとは限りません)

5 利用料金等

(1) 利用料金

申請時の世帯の状況	利用料
・生活保護世帯等 ★	0円/時間
・市町村民税非課税世帯 ★ ・ひとり親家庭等医療費受給世帯 ★	500円/時間
その他の世帯	1,000円/時間

※★印の方は、同意書に署名の上、ご提出ください。

※生活必需品の買い物、その他のサービス等をおこなう際の交通費及び品物代等の実費が別途かかります。

(2) キャンセル料

利用日時を変更(中止)する場合は、訪問日の直前の営業日の午後5時までに、ヘルパーを派遣する事業者(事業所)にご連絡ください。連絡がないときは、キャンセル料(1,000円)がかかります。

例) 訪問日が4月5日で、4月3日と4日に事業所が休業している場合
直前の営業日の午後5時 → 4月2日の午後5時

6 利用方法

下記のさいたま市のホームページから各事業所の派遣可能地域をご確認の上、事業所へ直接お電話で利用申込みをしてください。利用申込みからヘルパーの派遣までは、下記のとおりです。

- ①利用申込み(申込者の住所等の状況の聞き取りを行います。)
- ②事業所の決定(聞き取った内容をもとに派遣の可否を確認し、ご連絡します。)
- ③事前訪問(ご自宅でサービス内容、ヘルパーの派遣日程等について打ち合わせます。)
- ④申請(事前訪問の際、事業所が申請書の様式を用意しますので、記入してください。)
- ⑤ヘルパー派遣(④の申請に対する決定後、ヘルパーを派遣します。)

さいたま市ホームページ(右のQRコードからもご確認いただけます。)

<https://www.city.saitama.jp/003/001/011/p091869.html>



---問い合わせ---

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課 支援係

TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960